

タイ王国における民商法への 「同性婚」の導入と国際私法上の課題

植松 真生*

目 次

1. はじめに
2. タイ民商法改正法の概要
3. タイ抵触法の課題
4. おわりに代えて——叩き台的考察——

1. はじめに

2024年¹⁾9月24日、タイ王国（以下、タイと略称）において「仏暦2567年民商法を改正する法律（24次改正）」²⁾（以下、民商法改正法と略称。同法1条参照）が官報に掲載された。この日から120日後（2025年1月23日）に、改正法が施行された（同法2条）。

この改正法は「婚姻平等」法とも呼ばれる。次のように規定を改正することにより、性別に中立な平等な婚姻制度を志向していると評価することができる。すなわち、民商法の第5編「家族」第1章「婚姻」などの各規定における「男」「女」「夫」「妻」といった性別を前提とする文言上の要件を「人」「配偶者」といった性別に中立的なものに改正することである。当然ながら、相続も含めた広い意味での婚姻の効力においても、文言の改

* うえまつ・まお 立命館大学大学院法務研究科教授

1) 特に断らない限り、西暦による。

2) พระราชบัญญัติแก้ไขเพิ่มเติมประมวลกฎหมายแพ่งและพาณิชย์ (ฉบับที่ 24) พ.ศ. 2567

正による婚姻平等が図られている。

タイ民商法において同性婚の成立(婚姻登録)を阻んでいたのは、次のように規定していた民商法(旧)1448条であった。すなわち、「婚姻は男女とも満17歳以上でなければ成立しない。ただし、裁判所は、適切な理由がある場合には、17歳未満の者の婚姻を認めることができる。」(下線部は筆者による)と。

2020年2月14日、10年以上も婚姻当事者と同然の生活してきた二人のタイ人女性がバンコクの地方役場において婚姻登録を試みた。役場は、そのような婚姻は法律上認められないとして、登録を拒否した。これに対して、婚姻登録を求める二人は、同性婚を認めない民商法(旧)1448条の規定はタイ憲法(4条³⁾、5条⁴⁾、25条⁵⁾、26条⁶⁾、27条⁷⁾)の諸規定に反するとし

3) 「人の尊厳、権利、自由および平等は保障される。

タイ国民は憲法の下で平等な保障を享受する。」

4) 「憲法は国の最高法規である。憲法に反する法律、命令もしくは規則またはその他のいかなる規定も効力を有しない。

事案に適用すべき規定が本憲法にない場合には、国王を元首とする民主政におけるタイ王国の統治慣習に従って、国家機関は行動し、判断しなければならない。」

5) 「タイ国民の権利および自由に関しては、憲法の規定により特に保障される権利および自由に加えて、人は、憲法またはその他の法律によって禁止されているか、制限されていない行為をする権利および自由を享受し、それらは憲法によって保障される。ただし、そのような権利および自由の行使が国家の安全または公共の秩序もしくは善良な風俗を脅かし、他者の権利または自由を侵害する場合には、この限りではない。

憲法が法律によって規定されるべきと定めるか、法律の規定による規則および手続に基づくべきと定めている、すべての権利および自由は個人または共同体によって行使され得る。そのような法律がない場合には、憲法の精神に基づいて、行使され得る。

憲法の保障する権利または自由が侵害された者は、裁判所において自己の権利を行使するか、それを守るために、憲法の規定を援用することができる。

自己の権利もしくは自由の侵害または他者による犯罪行為により損害を受けた者は、法律の規定により、国家による支援または救済を受ける権利を有する。」

6) 「人の権利または自由を制限する結果となる法律の制定は憲法の規定する要件を充足していなければならない。憲法にそのような要件が規定されていない場合には、制定される法律は法の支配原則に反してはならず、人に不合理な負担を課し、人の権利および自由を不合理に制限してはならず、人の尊厳を侵害してはならない。そして、権利および自由を制限する正当化事由および根拠が示されなければならない。」

て、中央少年・家庭裁判所に異議を申し立てた。中央少年・家庭裁判所は、この1448条の規定の合憲性についての先例がないため、タイの憲法裁判所に憲法判断を求めた（タイ憲法212条⁸⁾参照）。

2021年11月17日、憲法裁判所は民法法(旧)1448条の規定は憲法に反しないと判断した。婚姻制度の目的は、男と女が夫婦として同居し、家族を作り、子を持ち、家族関係を継承することにある、と判示された。ジェンダーが多様なカップルの間ではこのような繊細な関係を形成することはできないだろう、とされた。夫婦同様に生活している性的少数者（LGBTQI）カップルの権利保護は、個別の法律により対処され得るとも判示された⁹⁾。

この憲法裁判所の判断から数年内に法改正がなされたことは非常に興味深い。

民法法改正法は基本的に例えば次のような形で、主に民法法の関連規定を改正している。

㍷ 前項の規定する法は普遍的に適用されるものでなければならず、特定の事案または特定の人に適用されるものであってはならない。

7) 「すべての人は法の下で平等であり、法の下で権利および自由を有し、平等に保護される。男性も女性も平等の権利を享受する。

出自、人種、言語、性別、年齢、能力、精神状態または健康状態、人的身分、経済的社会的地位、宗教上の信仰、教育もしくは憲法の規定に反しない政治的見解またはその他の事由に基づく、人に対する不当な差別は許容してはならない。

人の、他人と同様の権利または事由を行使する障害を除去するか、そのための人の能力を促進するため、または、子ども、女性、年配者、障害者もしくは恵まれない者を保護もしくは援助するために国家が定める措置は、前項の規定する不当な差別とみなされない。

軍、警察、政府その他の国家機関の公務員は、政治、能力、行為規範または倫理に関して法によって制限される場合を除き、他の者と同じ権利および自由を享受する。」

8) 「事案に法規定を適用するに際して、当該規定が5条の諸規定の適用範囲に入り、憲法裁判所により当該規定の合憲性の判断がなされていないと裁判所が判断するか、当事者がそのような異議を申し立てた場合には、裁判所は、憲法裁判所に合憲性判断を求める申立てをしなければならない。このような場合には、裁判所は手続を進めなければならないけれども、憲法裁判所による判断がなされるまで、判決を下してはならない。

（2項以下は省略）」

9) この判決の英語訳については、<https://seasia.wisc.edu/wp-content/uploads/sites/1794/2021/12/Constitutional-Court-1448-FINAL.pdf>（2025年2月20日最終確認）も参照。

第13条：民商法1448条、1449条および1450条の規定は撤廃され、次のように置き換えられる。

「1448条：婚姻は両当事者とも満18歳以上でなければ成立しない。ただし、裁判所は、正当な理由がある場合には、18歳未満の者の婚姻を認めることができる。(下線部は筆者による)

1449条：婚姻は、当事者のいずれかが精神的に異常であるか、裁判所により無能力者と判断されている場合には、成立しない。

1450条：直系尊属または直系卑属であるか、父母を同じくする兄弟姉妹または父もしくは母を同じくする兄弟姉妹である者の間では婚姻をすることはできない。このような親族関係は、法的な親族関係であるかどうかと関係なく、血縁によって判断される。」

周知の通り、日本においても、婚姻を異性間に限定する法規定の合憲性が裁判所においてしばしば問題となっている¹⁰⁾。

さらに、同性婚の許否は国により異なる。現在、40カ国近くにおいて同性婚も法的に有効とされているように観察される。タイ居住の日本人は多い¹¹⁾。タイ人と日本人の間の同性婚は認められるのか？国際私法あるいは抵触法の問題とも言える。日本では、認められないと解される¹²⁾。タイで

10) 近時のものとして、例えば福岡高裁・令和6年12月13日判決(裁判所ウェブサイト)を参照。

11) 【国(地域)別在留邦人数上位5】

1位「米国」426,35人(前年比-4.0%)

2位「中国」111,769人(前年比-4.0%)

3位「オーストラリア」97,532人(前年比-5.9%)

4位「タイ」81,187人(前年比+2.6%)

5位「カナダ」70,93人7(前年比-5.0%)

出所：外務省『海外在留邦人数調査統計』令和3年版より

12) 日本においては異性婚のみを前提とする公示方法(例えば、戸籍)のみが存在するため、婚姻成立の準拠法(法の適用に関する通則法25条)の適用によれば同性婚が許容される場合でも、日本において同性婚は許容されず、日本人が当事者となる同性婚も結果として許容されないこととなろう(例えば、公序則(同法42条)の適用により)。

はどうかは、タイ国際私法の問題である。しかし、民商法改正法はタイの法の、抵触に関する法律（以下、タイ抵触法）については、少なくとも直接的には触れていない。

以下、改正法によりタイ民商法がどのように変わるのか概観したい（2.）。そして、改正法が直接には言及していない、タイ抵触法において変更が問われるべき規定のいくつかに触れたい（3.）。タイ民商法改正法施行後、タイ抵触法これらの規定のいくつかの解釈・適用に関して立法論的・解釈論的な叩き台を僭越ながら提示することでおわりに代えたい（4.）。

2. タイ民商法改正法の概要

上述のように、改正法は「婚姻平等法」とも呼ばれている。すなわち、改正前の民商法の主に婚姻の部において前提とされていた性別要件を撤廃し、婚姻当事者に認められている権利義務についても民商法レベルでは性別を問わない。例えば、次のように規定の文言を変更することにより、婚約・婚姻の要件・効果および効力について性別による区別を撤廃している。すなわち、「男」「女」を「個人（人）」に、「夫」「妻」を「配偶者」に。改正法は、すべての個人が家族を持つことができるようにサポートすることを主な目的としていると説明されている¹³⁾。この権利は、仏暦2560年憲法および仏暦2558年ジェンダー平等法、そして、市民的、政治的権利に関する国際規約に相応するものとされている。

とはいえ、改正の内容は婚姻の要件および効力における性別に中立的な文言への変更にとどまらない。以下、（規定の順番とは異なるけれども）婚姻、婚姻の効力、婚約について改正の内容を概観したい。

13) 立法理由については、<https://www.drthawip.com/improve/b029>（最終確認2025年2月19日）を参照。

(1) 婚 姻

A) 婚姻の成立(1448条～:婚姻適齢の引き上げおよび異性婚限定要件の撤廃)

上述のように婚姻当事者となるべき性別による区別を撤廃し、婚姻適齢を引き上げている。

改正法14条の規定は「重婚禁止」に関する民商法1452条と「再婚禁止期間」に関する民商法1453条の規定を改正する。すなわち、「男性配偶者が死亡するか、その他の原因により終了した女性は、……の場合を除き、その婚姻の終了から310日間を経過しない限り他の男性と再婚することはできない。……」(下線は筆者による)。

夫が男性配偶者に変更されたに留まり、再婚しようとする女性とその相手としての男性は文言上も残されている。

いわゆる父性推定に関する民商法1536条(1項)の規定も、改正法52条の規定により改正されている。改正前は次のような規定であった。すなわち、「婚姻中または婚姻の終了後310日以内に女性から出生した子は、事情に応じて、その夫または元の夫の子と推定する」(下線部は筆者)。夫が(男性)配偶者に変更されているに過ぎない。

この父性の推定体系が変更されなかったため、推定の重複を避けるために改正法においても実質的に男女の性別を残さざるを得なかったと評価し得る。

とはいえ、いくつかの解釈論上の問題が生じ得るように思われる。例えば、男性と離婚した女性が女性と再婚しようとする場合に、再婚禁止期間の要件が適用されるのか?問題となり得るかもしれない。

その他の改正法の規定は、性別を示す単語の使用を中立的なものに置き換えているに過ぎないと評価することができる。

B) 婚姻の効力——婚姻の身分的効力¹⁴⁾および婚姻の財産的効力¹⁵⁾

改正法は民法法の婚姻の効力に関する諸規定において、「夫と妻」「夫」「妻」を「両配偶者」「配偶者の一方」「他方配偶者」に置き換えている。

C) 離 婚

婚姻の無効・取消についても、「夫と妻」「夫」「妻」を「両配偶者」「配偶者の一方」「他方配偶者」に置き換える改正となっている。

民法法は協議離婚と裁判離婚を規定している（1514条）。改正法45条は協議離婚に関する1515条の文言を次のように変更している。すなわち、「……夫および妻の双方による……」を「……配偶者双方による……」に変更している。

裁判離婚の要件に関する1516条の規定も、基本的に「夫」「妻」を「配偶者の一方」「他方配偶者」に変更している。加えて、その1項の規定は次のように変更している。すなわち、改正前の「……姦通するか、配偶者ではない者との定期的な性交渉をする……」を「……姦通するか、配偶者ではない者との定期的な性交渉をするか、…自己（*男女を示す単語を使用）または他者の性欲を満たすために、その他者と何らかの行為を継続的にするか、何らかの行為を受け入れる…」（*以下および下線は筆者による）。性欲を満たすためにする、どのような行為が離婚原因となるのかなど、解釈上の問題が生じるかもしれない。

(2) 婚約関係

タイ民法法は婚約についても規定している（1435条以下）。婚約は婚姻をその当事者に婚姻を義務付けるものではなく、婚約合意に違反する場合の

14) 民法法改正法17条の規定により、民法法5部「家族」1章「婚姻」の3節のタイトルが「夫婦間の関係」から「婚姻当事者間の関係」に変更されている。

15) 民法法改正法21条の規定により、民法法5部「家族」1章「婚姻」の4節のタイトルが「夫婦の財産」から「配偶者の財産」に変更されている。

違約金の取り決めは無効とされる(1438条)。ただし、法定の婚約違反があった場合には、婚約相手方・相手方家族に交付した結納品等の返還、そして損害賠償請求については規定されている。

婚約適齢は改正前も婚姻適齢と同様であった。これが17歳から18歳に引き上げられた(改正法5条)。

婚約の要件は、婚約の合意および、男性から女性への、婚約の証拠としての婚約品の交付であった(改正前民商法1437条)。改正法6条の規定は「……婚約の申込者から婚約の承諾者への……婚約品の交付……」に変更している。性別を前提にすると、男性による婚約の申込み、女性による承諾だけでなく、同性間の申込・承諾に加えて、女性による申込への男性による承諾に基づく婚約の成立が認められるようになったと考えられる。

賠償請求に関する1445条の規定は改正法11条の規定により変更されている。「婚約した男性または女性」は「当事者の一方」に変更されている。そして、賠償の原因としての「婚約者との性的交渉」に「自己または婚約者の性的欲求を満たすための行為」が加えられている。離婚原因と同じく、解釈上の問題が生じるかもしれない。

(3) 親子関係

親子関係については、父母といった性別を前提とする文言は改正されていない。

改正法66条は、家族および相続に関して性別を特定して規定している場合には、改正法は適用されない旨を規定する。親子関係には改正法は基本的に適用されないことになる。

改正された1536条の規定によっても、女性同士の婚姻中または婚姻の解消から310日以内にいずれかあるいは双方が出生した子は、その配偶者の子とは推定されないことになろう。代理母契約などによって出生した子については、解釈上の問題が生じるかもしれない¹⁶⁾。

なお、養子縁組について(民商法1598/19条以下)は改正前から性別に基

づく単語を使用していない。そのため、改正法においては直接には触れられていない。同性婚姻当事者は共同あるいは単独（他方配偶者の同意が必要）で養親となり、単独で養子となる（他方配偶者の同意が必要）ことができることになる¹⁷⁾。

(4) その他

民商法改正法3条¹⁸⁾は、婚姻後の住所に関する民商法43条の規定の文言を変更している。すなわち、「夫および妻」が「配偶者双方」に、「夫または妻」が「配偶者の一方」に変更されている。

3. タイ抵触法の課題

改正法は民商法の関連諸規定のみを直接には改正している。とはいえ、改正法67条1項は次のように規定する。すなわち、「夫、妻、夫および妻に言及するすべての、法、政令、命令、通達または閣議決定の諸規定は、本法により改正される民商法に基づき登録された婚姻当事者を指すものと推定する」と。そして、その2項は「前項の規定は、法、政令、命令、通達または閣議決定の諸規定が、夫、妻、または夫および妻に関する、異なる権利、義務、法的身分を特定している場合には、適用されない」と規定する。タイの抵触法（1939年：仏暦2481年）の規定は直接には改正法の対象とされていない。そのため、抵触法において使用されている「夫」「妻」は「配偶者」と解釈とされることになるかが、問題となろう。ただし、婚姻における性差の廃止、すなわち婚姻平等と関係しない規定には改正は及ばないこととなろう。

16) 欧米の法制については、例えば、P. Weber, “Gleichgeschlechtliche Elternschaft im Internationalen Privatrecht” (Mohr Siebeck 2017) S. 29 ff. を参照。

17) 夫婦共同養子縁組がそもそも前提とされていないとも評価し得る。

18) 改正後民商法43条「配偶者双方の住所は、配偶者の一方が異なる住所を有する意思を表示していない限り、その双方が婚姻当事者として同居する場所を意味する。」

抵触法3条は、明文の規定がない場合には、国際私法上の条理による旨を規定する。同法4条は、いわゆる反致を規定する。そして、外国法の適用はタイの公序に反しない範囲に限定されている(同法5条)。準拠外国法の内容が裁判所が適用できる程度に証明されていない場合には、タイの実質法が適用される(同法8条)。

(1) 婚 約

タイ抵触法18条は、婚約の要件(能力)は当事者双方の本国法による旨を規定している。婚約の効力は法廷地法による。

少なくとも文言上は、改正法の影響を受けないと考えられる。とはいえ、同性間での婚約の可否について当事者の本国法の内容が異なる場合には、次の婚姻の成立について述べるのと同様な問題が生じ得ると考えられる。

(2) 婚姻の成立(19条20条)

タイ抵触法19条は、婚姻の成立要件は当事者の本国法による旨を規定している。その20条の規定によると、婚姻挙行地法による方式も有効となる。そして、タイ人間またはタイ人と外国人の間で外国において婚姻が挙行される場合には、タイ法の規定による婚姻の方式も有効とされる。

規定の文言上は、改正法の影響を受けないと考えられる。とはいえ、同性婚を許容する国と許容しない国が併存している状況において、次のような問題が比較的早期にタイにおいても問題となり得るように思われる¹⁹⁾。すなわち、同性婚を許容しない外国法が婚姻をしようとする当事者の一方または双方の本国法となる場合に²⁰⁾、当該外国法の適用がタイの公序に反しないか、という問題である。例えば、同性のタイ人と日本人がタイにおいて婚姻

19) 例えば、婚姻の成立について同じくいわゆる本国法主義を採用している台湾については、鈴木賢「台湾で日本人も同性婚可能に 日本司法が突き付けられたもの【時事時評】」(<https://www.jiji.com/jc/v8?id=202208taiwandoseikon>) (2025年2月26日最終確認)を参照。

20) タイ抵触法4条の規定による、いわゆる反致がない場合。

を挙行する場合に、その他の点では双方の本国法の婚姻の成立要件が充足されているときに、問題が顕在化すると考えられる。婚姻平等の完徹がタイの公序規則になるとすれば、同性婚を許容しない外国法の規定の適用はタイの国際私法上の公序に反し適用されないことになる。とはいえ、このような処理によると、国際的な判断の不調和は避けられない。さらに、上述のタイ憲法裁判所は2021年の時点では、同性婚を許容しないタイ民商法の規定は合憲と判断していた。これらの点を反公序性の判断において考慮するとすれば、同性婚を許容しない外国法の規定それ自体の適用はタイ抵触法5条の規定する公序には反しない、との解釈もあり得るように思われる。

(3) 婚姻の効力

タイ抵触法は21条において婚姻の身分的効力の準拠法を、23条、24条および25条において婚姻の財産的効力の準拠法を規定している。

・身分的効力：

21条「夫婦間の関係に関しては、双方が同一国籍を有するか、妻が婚姻により夫の国籍を取得している場合には、両当事者の同一本国法による。妻が夫の国籍を取得していない場合には、夫の本国法による。」²¹⁾

民商法改正法67条1項は、夫、妻、夫婦を婚姻当事者に置き換えるのは、改正されたタイ民商法の規定により登録された婚姻についてと、規定している。この規定を限定的に解釈するとすれば、抵触法21条の規定に変更はないということになる。そうだとすれば、タイ民商法が婚姻の方式の準拠法とならない場合には、同性婚の身分的効力の準拠法を選定する規定がない、という解釈も可能なように思われる。その場合には、抵触法3条により国際私法上の条理によることになる。とはいえ、同性による婚姻の身分的効力の準拠法を選定する条理を探索することは迂回な処理とも思

21) 婚姻後の当事者の国籍変更は婚姻の身分的効力の準拠法選定には影響を与えない（タイ抵触法23条）。

われる。むしろ、民商法改正法67条1項の準用または類推解釈により、夫、妻、夫婦を婚姻当事者に置き換えて準拠法を選定することが簡明な処理といえよう。

むしろ問題は、当事者間に同一本国法がない場合である。この場合、夫の本国法が準拠法となる。しかし、同性婚について夫（あるいは妻であっても）を決めることは文理上困難または不可能と言える。さらに、この場合に夫の本国法を準拠法とする規定には、抵触法における両性の平等という観点からも問題があろう²²⁾。

できる限り現行法の変更を限定するとすれば、同性婚の夫婦に同一本国法がない場合には、タイ抵触法3条の規定により、国際私法の条理により準拠法を選定することになると考えられる。明確な処理が望ましいとはいえ、実務上は、事案に応じて適切な準拠法を適用することになるのであろうか。

婚姻平等の理念を国際私法の条理にも反映させるとすれば、婚姻当事者に衡平な連結素の採用が望ましいとも考えられる。例えば、日本の「法の適用に関する通則法（以下、通則法と略称）」25条の規定のように、段階的連結によって準拠法を選定する処理である。とはいえ、同一本国法のない同性婚当事者と異性婚当事者とでは、準拠法を選定方法が異なることになり得るという問題も伴うことになる。タイ抵触法21条後段の規定は改正されることが望ましいと思われる。

・財産的効力

22条「夫婦の財産に関しては、婚姻前の合意がない場合には、本国法による。夫と妻が異なる国籍を有する場合には、夫の本国法による。²³⁾

ただし、不動産に関しては、その所在地法による。」

22) 日本の平成元年の（当時の）法例改正の目的の一つは、抵触法レベルにおける両性の平等の実現にあったと考えられる。離婚の準拠法も夫の本国法によっていたため（法例17条）、実務的な問題が大きかったことが改正の契機になったとも評価し得る。この点においても、タイ国際私法の運用とは状況が異なる。

23) 婚姻後の当事者の国籍変更はこの規定の適用に影響を与えない（タイ抵触法23条）。

24条「夫婦の財産に関しては、婚姻前の合意がある場合には、当該合意をする能力は当事者の本国法による。」

25条「婚姻前の合意の内容および効果は、当事者が同じ国籍を有する場合には、その共通本国法による。当事者の国籍が異なる場合には、双方が規律されることを意図していたか、意図していたと推定され得る法による。その様な意思が認められない場合には、最初の婚姻住所の法が適用される。ただし、不動産に関しては、その所在地法による。」

22条および24条の文言については、抵触法21条の規定について指摘したことと同じ問題が当てはまると考えられる。すなわち、「夫婦」を「婚姻当事者」と置き換えることができるか、である。22条後段の規定についても、21条の規定について指摘したことと同じ問題が発生し得る。

(4) 離 婚（婚姻無効取消）

・協 議 離 婚（26条）

「協議離婚は、当事者双方の本国法によって許容される場合には、有効である。」

・裁 判 離 婚（27条）

「タイの裁判所は、当事者双方の本国法によって認められなければ、離婚判決を下さない。

離婚原因は訴えが提起された地の法による。」

・婚姻無効・取消（28条）

「婚姻の無効・取消は婚姻の成立要件の準拠法による。

ただし、婚姻の無効・取消の原因としての錯誤、詐偽または脅迫は婚姻がなされた地の法による。」

これらの規定は、少なくとも文言上は改正の影響を受けないと考えられる。

(5) 嫡出親子関係(29条、30条)

・成立(29条)

〔(母の婚姻に基づく)法的父子関係の成立は子の出生当時の母の夫の本国法による。その当時、当該夫が死亡している場合には、死亡時のその本国法による。〕

父子関係否認の訴えは前項の準拠法による。〕

民商法改正の趣旨ができるだけ民商法の改正に留めるべきと考えられるとすれば、嫡出親子関係の成立の準拠法は、そもそも同性婚の当事者には問題とならないとも考えられる。他方で、婚姻平等の理念をできるだけ広く捉えたとすれば、異なる解釈もあり得るように思われる。典型的には、次のような女性同士の婚姻の場合である。すなわち、子を出生した女性の女性配偶者の本国法によれば、一定の要件の下で、子と当該女性配偶者との間で親子関係(の推定)が成立する場合である。このような場合に、タイ抵触法29条1文の規定における「母の夫」を「母の配偶者」に置き換える解釈され得るとすれば、母の配偶者と母が産んだ子との間に親子関係を認めるという解釈もあり得るように思われる。とはいえ、女性の配偶者との親子関係を認める外国法の適用がタイの国際私法の公序に反するか、という問題も伴うことになる。

(6) 非嫡出父子関係

タイ抵触法31条は、認知の準拠法を認知当時の父の本国法によると規定する(そのときに父が死亡している場合には、その死亡時の本国法による)。この規定の適用に際して、民商法改正法が影響を与えないとすれば、この規定の適用は男性による認知に限定されることになろう。

・効力(30条):父の本国法

〔両親と嫡出子の間の権利義務は父の本国法による。〕

子が婚姻していない母から出生している場合には、母子の間の権利義務

は当該母の本国法による。」

成立の箇所ですべてのように、この規定の前段は同性婚には適用されないとも考えられる。他方で、同性婚においても母の配偶者との間で親子関係（の推定）が成立するとすれば、この前段の規定の「父」を「母の配偶者」と置き換える解釈もあり得るように思われる。

(7) 養子縁組 (35条)

「養親と養子が同じ国籍を有する場合には、養子縁組はその本国法による。養親と養子が異なる国籍を有する場合には、養親となる能力・要件および養子となる能力・要件はそれぞれの本国法による。ただし、当事者間の養子縁組の効果に関しては、養親の本国法による。

養子とその実方家族との権利義務には、養子の本国法が適用される。」

規定の文言上は、民商法改正法の影響を受けないと考えられる。とはいえ、準拠法の適用に関しては、問題が生じるかもしれない²⁴⁾。例えば、養親となる者が婚姻している場合である（子のタイ国外への移動を伴う場合は除く）。一般に諸国の養子縁組に関する実質法は、成立要件に関しては契約型と決定型に大別され得る。効果に関しては非断絶型と断絶型に大別され得る。タイの実質養子法は契約型・非断絶型を規定していると捉えることができる。日本のそれは普通養子縁組に関してはタイと同様と捉えられるけれども、特別養子縁組は決定型・断絶型を規定していると捉えることができる。タイの実質法によれば婚姻している者が養親または養子となる場合には、配偶者の同意が要件とされている²⁵⁾。日本民法は、婚姻している

24) 日本の平成元年（当時の）法例改正により、養子縁組当事者の本国法の適用（配分的適用と説明されていた）から、養親の本国法を原則としつつ、養子の本国法を一部累積的に適用する規定に変更がなされた。この点については、例えば、植松真生「法例における“セーフ・ガード条項”について：国際養子縁組の成立要件」一橋論叢116巻1号（1996）179頁～参照。

25) タイ民商法1598/25条

者が養親となる場合、普通養子縁組と特別養子縁組の双方について、夫婦共同養子縁組を原則としている。

婚姻当事者の一方または双方の本国法が異なる場合、養親と養子の本国法が異なる場合に、それぞれが異なるタイプの養子縁組を規定しているときに、問題が生じ得るように思われる²⁶⁾。とはいえ、そのような問題は同性婚の成否と関係なく現行法の解釈・適用においても生じ得るため、問題点の指摘に留めたい。

4. おわりに代えて——叩き台的考察——

民商法改正法68条は次のように規定している

「法律案の起草および法の適用結果の評価に関する法の規定により、法の適用結果を評価する責任を負う国家機関は、自らが所管する法律における夫、妻、夫婦および婚姻当事者に関する権利・義務、法的地位その他の事項についての規定を、本法により改正された民商法における婚姻当事者に関する権利・義務、法的地位、その他の事項に相応するように見直さなければならない。その際、各婚姻当事者のジェンダーをも考慮しなければならない。

前項の規定に基づき見直しをする政府機関は、本法施行後180日以内に、見直しの報告を、法の改正が必要な場合には改正草案とともに、内閣に提出しなければならない。それができない場合には、それができない理由を内閣に報告しなければならない。」

本稿との関連においては、タイ抵触法の規定の見直しがなされるか、な

ㄨ 「養親または養子となるべき者が婚姻している場合には、その配偶者の同意を得なければならない。その配偶者が同意をすることができないか、1年以上その住所または居所から離れ、消息が不明な場合には、配偶者の同意に代わる裁判所の許可の申立てがなされなければならない。」

26) これらの問題については、例えば植松真生「国際養子縁組における養子の本国法について：法例20条1項後段の規定との関連について」一橋研究22巻1号1頁～参照。

されるとすればどのような見直しがなされ、場合によってはどのような改正草案が内閣に提出されるのか、興味深い²⁷⁾。

民法法改正法69条は「本法執行の所管は首相とする」と規定する。民法法改正法の施行後180日を経過した後でも、首相の責任において、抵触法の改正が行われるかもしれない。

3. で挙げたいいくつか事項について、解釈論的あるいは立法論的な叩き台としての提言をすることにより、終わりに代えたい。

(1) 婚姻の成立

タイ抵触法19条の規定は文言上は改正の必要はないとも考えられる。とはいえ、婚姻当事者の本国法が同性婚の可否について異なる場合には、上述のように、婚姻を異性間に限る本国法の適用の反公序性が問われ得る²⁸⁾。その反公序性が肯定される場合には、国際的な判断の調和という国際私法の理念はいずれにせよ実現されないこととなり得る。

婚姻平等に関する民法法の規定を国際的な強行法規（タイ抵触法5条参照）と捉える処理も考えられる。

婚姻の効力の準拠法に関しては夫と妻と夫婦という文言が使用されている。この点を重視し、次のような処理によることも考えられる。すなわち、婚姻に関するタイ抵触法の現行規定はすべて異性婚にのみ適用され、同性婚については、規定がないとし、国際私法上の条理による（同法3条）

27) 本稿脱稿の時点では、この点での見直しがなされるのか、筆者には判然としない。

28) タイの婚姻登録役場においては、基本的にタイ民法法の婚姻成立要件のみのチェックが行われているようである（2018年10月9日・タイ地方行政局からの地方知事への通達「タイ人と合法に入国した外国人およびタイ人と登録されていない者の間の婚姻登録に関する指針」参照）。

2025年1月23日の民法法改正法の施行日に、日本人女性とタイ人女性の婚姻登録もなされたようである（https://www.jiji.com/jc/article?k=2025012300738&g=int#goog_rewarded）（2025年2月25日最終確認）。

準拠外国法の適用による実体的な婚姻の有効性は、婚姻無効・取消の申立てが裁判所に提起された際などに判断されることになろう。

という処理である。そして、同性婚の成立は、婚姻挙行地法あるいはタイ法によることが当該条理の内容となると解釈することが考えられる。現行の抵触規定をできるだけ変更しないで立法をする場合には、このような条理を具体化する形で明文化することも選択肢となるであろう。

(2) 婚姻の効力

婚姻の身分的効力および財産的効力に関するタイ抵触法において夫、妻、夫婦を規準に連結素が規定されている場合に、タイにおいて有効と認められる同性婚の効力をどのように選定するか、問題となり得る。

夫婦双方を配偶者双方と置き換える解釈あるいは立法をすれば、当事者の同一本国法による規定においても(同法21条前段、22条前段、25条前段)、その法が同性婚を許容していないけれども、タイにおいてその当事者間での同性婚が認められる場合(1)の処理が問題となり得る。その本国法の規定する異性婚に関する規定を同性婚に準用する処理と準拠法に規定が欠缺している場合の処理が考えられよう。いずれにせよ、本国法を適用したことはないのではないかという疑問が生じ得る。このような疑問を払拭するために、異性婚の効力と同性婚のそれを別個に規定することも考えられる。同性婚の効力に関する客観的連結による場合には、法廷地たるタイ法あるいは同性婚の成立の要件に適用された法とするという立法が選択肢となり得よう。

婚姻当事者間に同一本国法がない場合に夫の本国法を準拠法とする規定(同法21条後段、22条後段)は両性平等の観点から立法論的に改正されることが望ましい。同性婚については、そもそも「夫」が特定できないと考えられる。そのため、現行法の規定を維持するとしても、婚姻当事者間に同一本国法がない場合の同性婚の効力については規定がないため国際私法上の条理(同法3条)によることになる。このような処理は簡明性に欠け、当事者の準拠法適用結果の予見を(少なくとも異性婚と比して)損なうことになる。さらに、異性婚と同性婚では準拠法の選定が異なるという意味

で、婚姻平等の理念に反すると考えられる。

抵触法における両性平等および婚姻平等という観点からは、立法による解決が望ましい。いわゆる本国法主義に立脚する抵触法を有する国の多くで採用されている、第一次的に当事者の同一本国法、第2次に当事者の住所地法あるいは常居所法、これらが無い場合には、法廷地法といった段階的連結によることが考えられよう。当事者の本国法によれば同性婚が許容されないけれども、タイにおいて当該当事者間の同性婚が有効となる場合の処理に関する特則も必要となろうか。

(3) 親子関係

民商法改正法は親子関係に関する民商法の現行規定において用いられている「夫」「妻」を「配偶者」に置き換える内容にとどまり、実質的な改正はなされていないと評価することができる。父および母という性別に基づく区別は維持されている。抵触法の関連規定も改正法の影響を受けないとも考えられる。とはいえ、嫡出親子関係の成立に関するタイ抵触法29条の規定は、「母の夫」の本国法を準拠法とする。婚姻平等の理念を抵触法上も反映するとすれば、母の「配偶者」の本国法が準拠法となろう。同性婚の場合に、母の配偶者の本国法が、子と当該配偶者との間の親子関係の成立または推定を規定している場合には、そのような親子関係がタイにおいても成立または推定されることになるであろう。当該外国法の適用の反公序性が問われることになろう。

民商法改正法が婚姻平等およびいわゆるジェンダーフリーの実質法を導入するための第一歩だとすれば、親子関係に関するタイの実質法および抵触法の改正も求められることになるかもしれない。

【謝辞】 2023年9月24日～2024年9月23日の間、筆者はタイ王国チュラロンコン大学法学部において在外研究の機会に恵まれた。本稿は、2024年9月19日にチュラロンコン大学法学部において筆者が行った英語による講演

「Marriage Equality & Private International Law in Thailand: a Japanese Perspective」を基に、日本語で作成したものである。同大学の関係者の方々には言葉に尽くせないご厚情をいただいた。とりわけ、同大学法学部のワリントン先生 (อาจารย์ วรินทร์) にはタイ法のみならず、タイの文化(ひいては国際的な文化比較)に関する資料収集、タイ語の日本語訳・英語訳などのために、多大な尽力をいただいた。この場を借りて御礼を申し上げたい。本稿の、日本語訳も含む文責は筆者のみにあることは言うまでもない。